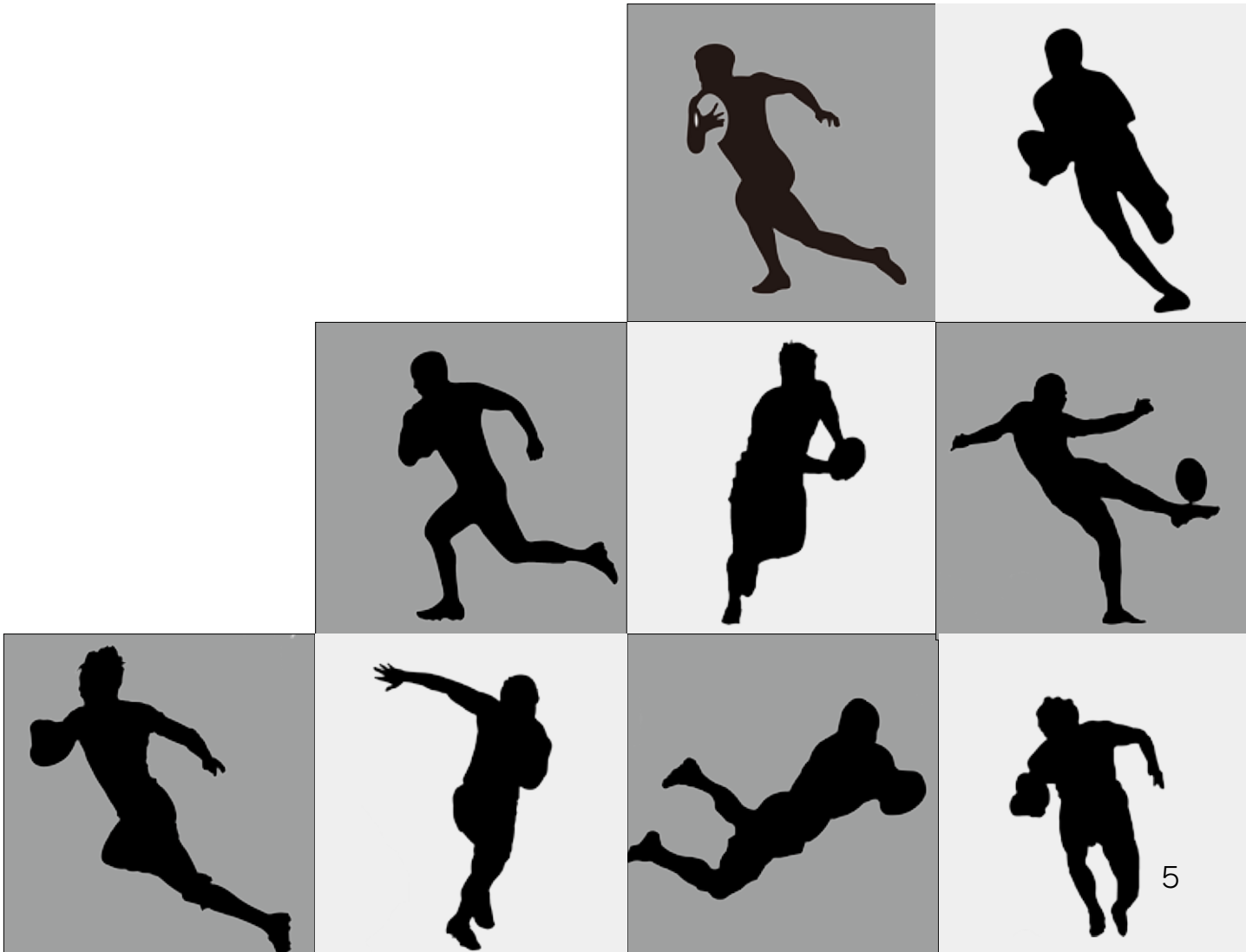


第1章
計画の策定に当たって



1 計画の策定に当たって

本市では、スポーツ振興法に基づき平成23年（2011年）3月に「熊谷市スポーツ振興基本計画」を策定し、「スポーツ熱中、生き生き熊谷」を基本理念として、スポーツの振興に努めてきました。同時に、「熊谷市スポーツ振興まちづくり条例」を制定し、市民、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を強化し、それぞれの役割を担うことでスポーツを活用した活力あるまちづくりを推進してきました。

また、同年8月、国においては、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的・計画的に推進するため、スポーツ振興法を50年ぶりに全面改正した「スポーツ基本法」を制定しました。この法律では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることや、スポーツの価値と意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。さらに、「スポーツ基本計画」が平成24年（2012年）に策定され、今後のスポーツ政策の方向性が示されました。

これを受けて、埼玉県においても「埼玉県スポーツ推進計画」を平成25年（2013年）に策定（平成29年（2017年）改訂）しました。

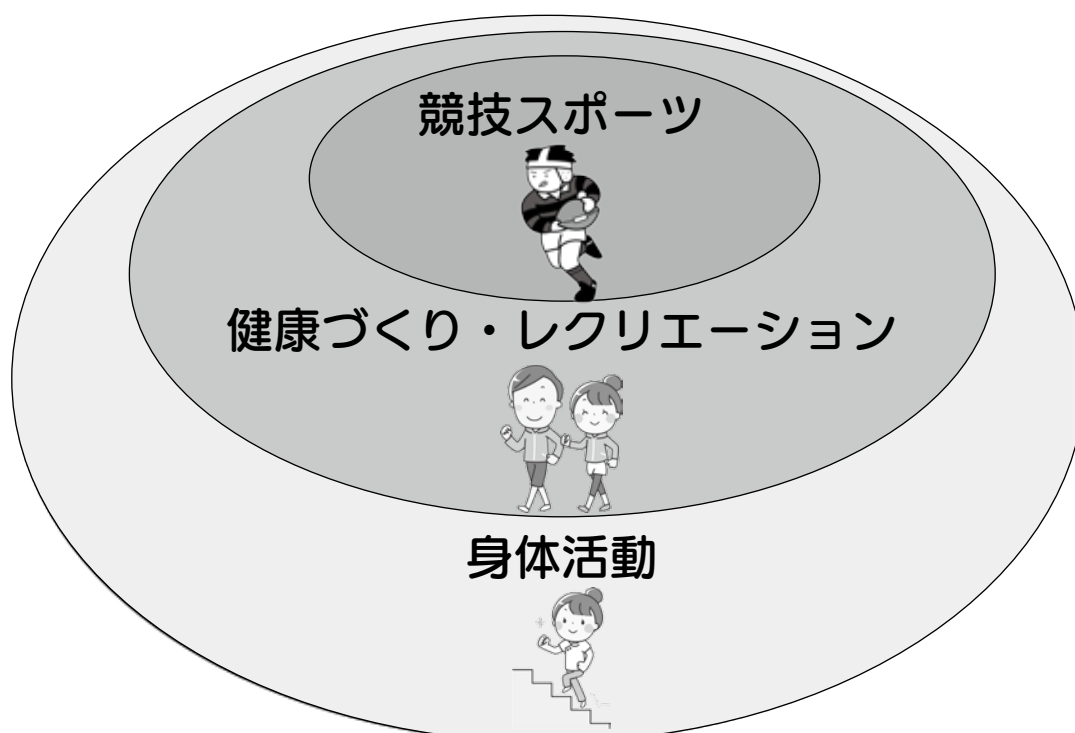
このように、スポーツを取り巻く状況が変化する中、本市では、2019年のラグビーワールドカップの開催都市に決定し、これまでラグビータウン熊谷を推進してきた本市のスポーツ推進策が実を結んだところですが、同時にラグビーワールドカップへの取組とそのレガシー（遺産）を様々な分野に活用した施策や、熊谷ならではのスポーツ文化の発現が期待されます。

既に、国内トップレベルの各種大会が一年を通して開催され、本計画期間中には、ラグビーワールドカップ2019のほか、国内でも東京2020オリンピック・パラリンピックといった世界規模の大会も開催されることから、市民のスポーツへの関心がますます高まると同時に、スポーツを通して、国際的な交流や貢献ができる絶好の機会になるものと考えられます。

本計画は、熊谷市スポーツ振興基本計画が平成29年度（2017年度）に計画期間が終了することから、これまでの諸施策を継承しつつ、スポーツ環境の変化を、新たなスポーツ文化や伝統の創造の機会と捉え、郷土への誇り、地域の一体感、活力あるまちづくりなどにつなげ、市民一人一人が生き生きと豊かに生活することのできる熊谷市の実現を目指し、策定するものです。

スポーツの範囲

本計画における「スポーツ」とは、勝敗や記録を競う競技スポーツや手軽に楽しむことができる健康づくりやレクリエーションとしての運動、さらに、通勤や買物を車から自転車や徒歩に変更するなど心身の健康増進を目的に行う身体活動を含むものと捉えています。



また、「スポーツ」を、「実践（行う）」だけでなく、「応援（見る・感動する）」、「協力（支える）」といった立場からも捉え、参画する機会を確保していきます。

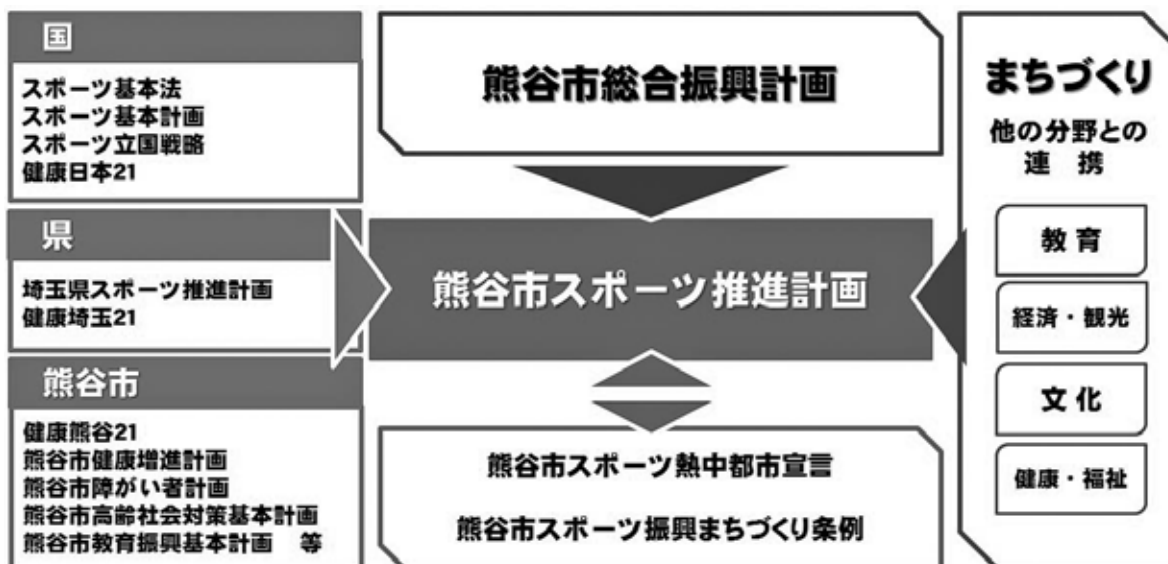
2 計画の位置付け

スポーツ基本法では、「地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるもの」とされています。

この計画は、平成23年（2011年）3月に策定した「熊谷市スポーツ振興基本計画」を継承しつつ、法で定める「地方スポーツ推進計画」として位置付けるものです。

また、「熊谷市総合振興計画」の基本構想を踏まえ、スポーツ熱中都市宣言と熊谷市スポーツ振興まちづくり条例を両輪に、本市の各分野における計画と連携しながら、熊谷市の特色とスポーツの持つ多様な価値を最大限に活用し、変化する社会情勢やスポーツ環境に柔軟に対応するスポーツ推進計画とするものです。

本計画と他計画等との関係図



3 計画の期間

計画の期間は、熊谷市総合振興計画と同じ平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間です。

なお、計画期間中の社会情勢の変化、市民ニーズに対応するため、必要な調整を図るとともに、事業の進捗に合わせた計画の見直しを行うこととします。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度
熊谷市スポーツ推進計画									

※年度表記について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法及び同法の施行期日を定める政令により、平成31年5月1日に改元されることが決まりました。

本計画では「平成」と表記していますが、改元後については、次のとおり、読み替えます。

平成	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度
西暦	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年
新元号	-	元年 ※	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年

（2019年は4月30日まで平成、5月1日以降は新元号）